

判決プロジェクト研究会 第5回 議事要旨

1. 日 時 平成29年5月26日（金）午前10時00分～12時00分
2. 場 所 法務省民事局会議室
3. 出席者 佐瀬教授，杉山教授，高田教授，竹下准教授，道垣内教授，中西教授，西谷教授，古田弁護士，金子審議官，内野参事官，山中局付

4. 議事概要

法務省から，配付資料に関する説明等がされた。

引き続き，自由討議が行われ，大要，以下のような指摘がされた。

【裁判上の和解に関する規定（草案旧10条，新13条）について】

- 公正証書について本条約上の執行義務を課すとの提案が採用されなかったことを踏まえれば，やはり，裁判上の和解についても，他の締約国に執行義務を課すだけの均質性があるのかは疑問があるというべきではないか。
- 仮に，裁判上の和解について本条約上の執行義務が課される場合には，例えば，当該和解の錯誤無効等を，請求異議の訴え（民執法35条参照）だけではなく，外国裁判所の判決についての執行判決を求める訴え（同法24条）に相当する手続の段階で争うことができることを明らかにするなどの手当が必要となるのではないか。
- 草案21条は，「特定の事項」について条約を適用しない旨の宣言に関する条文であるが，この「特定の事項」（specific matter）とは，草案2条1項で掲げられるような事項と同様のものと考えたとすると，裁判上の和解それ自体は，「特定の事項」には該当せず，裁判上の和解について条約を適用しない旨の宣言はできないこととなるのではないか。
- 外国裁判所でされた裁判上の和解（調書）について，本条約上の執行義務が課されないよう，本条約を適用しないことに我が国として「強い利益」（草案21条1項）があるといえるのか。

【知的財産権に関する各規定について】

- 草案7条1gは，知的財産権の侵害訴訟判決について，当該知的財産権に適用された法が，承認国の準拠法ルールに基づいて適用されるべき準拠法とは異なる場合に，承

認国がその判決の承認執行を拒否することができるようにする規定であるが、自国の特許法を域外適用した外国裁判所の判決を拒否するための条文と理解することができる（例えば、他国において自国（判決国）の特許権を侵害し得る製造が行われている場合に、自国への輸出目的であるとして、判決国裁判所が自国の特許法に基づきその製造行為の差止判決を下した場合に、当該他国（承認国）は製造行為の差止めの問題の準拠法が異なる（判決国法ではなく承認国法が準拠法である）として、承認を拒絶することができる。）。

【信託に関する規定（草案5条1n）について】

- 信託の国際裁判管轄に関しては、民訴法上、特段の明文規定がないところ、信託証書に判決国法が準拠法として黙示的又は明示的に指定されていた場合に間接管轄を認める草案5条1n(ii)が、我が国の法制、信託実務にどのような影響を与えるかを検討する必要があるのではないか。

以上